

京都市における個人情報の保護に関する制度の改善について

(答申)

平成26年10月

京都市情報公開・個人情報保護審議会



まえがき

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が、平成25年5月に成立した。

番号法の施行により、住民票を有する全ての方に対し個人番号が付与されることとなり、個人番号で紐付けすることで、より正確かつ迅速な行政手続が可能となる。このような個人情報の利用を促進する仕組みを構築する一方で、個人情報保護対策を強化するため、特定個人情報の提供の制限、再委託の制限、特定個人情報保護評価書の作成義務等の規定が設けられた。

個人情報保護に関しては、番号法には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）等の読替規定があり、地方公共団体は、国の行政機関が講じることとされている措置の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じることとされているため、どのような措置を講じるべきか、検討する必要がある。

また、番号法からこれを取り巻く社会情勢に視点を広げると、技術の目覚ましい進歩により、情報通信ネットワークが市民生活の隅々にまで行き渡り、豊饒な通信インフラに基づく情報サービスの多様化が見受けられる。その一方で、公・民を問わず個人情報の流出事件・事故が度々起き、また大量の個人情報が一度に流出するという事件も見受けられる。こうした高度情報化社会において、個人情報保護の制度がどうあるべきか、改めて議論する必要がある。

このような背景の下、京都市情報公開・個人情報保護審議会は、平成26年6月に、京都市長から、個人情報の保護に関する制度の改善を調査・審議するよう諮問を受けた。同審議会では、部会を設置し、集中的に検討することとし、合計4回にわたり議論を重ね、答申にまとめるに至った。京都市においては、本答申の趣旨を十分に尊重し、より良い制度の構築に努めていただくことを要請する。

ただ、今回は時間が限られる中、番号法の施行に伴い影響を受けるであろう項目について検討を行ったものであり、個人情報の保護に関する制度全体の改善については、今後時期を置いて、条例の施行状況を踏まえて検討されたい。

最後に、厳しい日程にかかわらず、熱心に議論いただいた委員各位に、心から感謝したい。

平成26年10月

京都市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 高木 光

## 目次

### まえがき

1	番号法の読替規定について	1
2	電子計算機処理及び電子計算機の結合の制限について	6
3	代理人による個人情報開示請求等について	9
4	是正の申出制度について	10
5	開示手数料の減免について	11
6	職員の人事等情報について	12

### (参考資料)

I	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	14
II	京都市情報公開・個人情報保護審議会委員	37
III	京都市情報公開・個人情報保護審議会部会委員	37
IV	京都市情報公開・個人情報保護審議会及び部会の審議状況	38

## 1 番号法の読替規定について

番号法第31条の規定により、国の行政機関が講じることとされている措置の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じるものとされているもののうち、番号法第29条及び第30条の読替規定に係る分については、当該読替規定の趣旨に沿って、条例改正を行う方向とする。

### 【説明】

番号法では、個人番号、特定個人情報（※1）の利用と共に、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう、特定個人情報の保護についての規定が設けられている。特定個人情報の保護に関する規定には、地方公共団体にも適用される規定（書き起こしの規定）と、地方公共団体には直接適用されない、個人情報の保護に関する法律、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律の読替規定が存在する。

具体的には、番号法第29条及び第30条において、これら3法の適用除外及び読替規定を定めており、第31条において、地方公共団体は、国の行政機関が講じることとされている措置の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じるものとされている。

特定個人情報については、番号法の規定により、全国的に統一した取扱いが求められていることから、これらの読替規定の趣旨に沿って、本市の個人情報保護条例（以下「条例」という。）を改正すべきものとする。

具体的には、以下の規定について、読替規定の趣旨にならった改正を行うべきである。（※1 特定個人情報：個人番号をその内容に含む個人情報（個人情報保護法第2条において定義される「個人情報」））

(1) 情報提供等記録（※2）を除く特定個人情報の目的外利用は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、禁止する。情報提供等記録については、目的外利用を禁止する。（行政機関個人情報保護法第8条、条例第8条）

（※2 情報提供等記録：番号法に基づき設置される情報提供ネットワークシステム（※3）を介した特定個人情報のやり取りに関する記録をいう。情報提供ネットワークシステムを介して不正な情報授受がなされないよう、同システムを介した特定個人情報の授受について逐一記録を取得するものとされている。）

（※3 情報提供ネットワークシステム：正確・安全・迅速な情報連携を実現するために、番号法に基づき設置される、各行政機関、地方自治体の機関等の電子計算機を相互にオンラインで接続した電子情報処理組織で、総務大臣が管理し、及び設置するものをいう。）

- (2) 特定個人情報の開示請求及び訂正請求並びに情報提供等記録を除く特定個人情報の利用停止請求について、任意代理人による請求を認める。(行政機関個人情報保護法第12条等、条例第14条等) (9ページで再掲)
- (3) 情報提供等記録について、利用停止請求を認めない。(行政機関個人情報保護法第36条、条例第30条)
- (4) 情報提供等記録を除く特定個人情報の利用停止請求の事由として、次のものを追加する。(行政機関個人情報保護法第36条、条例第30条)
- ア 利用の制限に関する規定(上記(1)参照)に違反して利用されているとき。
  - イ 番号法第19条の提供の制限の規定に違反して提供されているとき。
  - ウ 番号法第20条の規定に違反して、収集又は保管されているとき。
  - エ 番号法第28条の規定に違反して、特定個人情報ファイル(※4)に記録されているとき。
- (※4 特定個人情報ファイル：個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)
- (5) 特定個人情報の開示請求について、他の制度との調整の規定(他の法令に開示の実施の規定がある場合は、当該他の規定に定めるところによる。)を適用除外とする。(行政機関個人情報保護法第25条、条例第41条第2項)
- (6) その他の情報提供等記録に係る技術的規定
- ア 提供先への措置要求の規定を適用除外とする。(行政機関個人情報保護法第9条、条例第9条)
  - イ 訂正を行った際に、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知することとする。(行政機関個人情報保護法第35条、条例第29条)

行政機関個人情報保護法(現行法)	情報提供等記録以外の特定個人情報に係る読替え	情報提供等記録に係る読替え
(利用及び提供の制限) 第8条 行政機関の長は、 <u>法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u> 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 <u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u>	(利用及び提供の制限) 第8条 行政機関の長は、 <u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。</u> 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 <u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u> 一 <u>人の生命、身体又は財産の保</u>	(利用及び提供の制限) 第8条 行政機関の長は、 <u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。</u> (適用除外)

<p>一 <u>本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</u></p> <p>二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p>	<p><u>護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。</u></p> <p>二～四（適用除外）</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>(適用除外)</p>
<p>(開示請求権) 第12条 略</p> <p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</u></p>	<p>(開示請求権) 第12条 略</p> <p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</u></p>	<p>(同左)</p>

<p>(訂正請求権) 第27条 略 2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p>	<p>(訂正請求権) 第27条 略 2 <u>代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p>	<p>(同左)</p>
<p>(保有個人情報の提供先への通知) 第35条 行政機関の長は、訂正決定（前条第3項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>当該保有個人情報の提供先</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(読替なし)</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知) 第35条 行政機関の長は、訂正決定（前条第3項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号に規定する情報照会者または情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関の長以外のものに限る。）</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>
<p>(利用停止請求権) 第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。（ただし書略） 一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、<u>又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</u> 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p>	<p>(利用停止請求権) 第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。（ただし書略） 一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法第27号）第29条第1項の規定により読み替えて適用する第8条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人</u></p>	<p>(適用除外)</p>

<p>二 <u>第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき</u> 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	<p><u>情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</u> 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の規定に違反して提供されているとき</u> 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 <u>代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	
--	--	--

-情報提供等記録について適用除外とする条文-

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第9条 行政機関の長は、前条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

-特定個人情報について適用除外とする条文-

(他の法令による開示の実施との調整)

第25条 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

## 2 電子計算機処理及び電子計算機の結合の制限について

- (1) 現在、原則として禁止しているいわゆるセンシティブ情報等の電子計算機処理（条例第10条第1項）及び電子計算機の結合（条例第11条）については、法令（条例を含む。）に定めがある場合は適用除外とする規定を設けることが適当である。
- (2) 個人情報の電子計算機処理（条例第10条第2項）については、引き続き事前に審議会からの意見を聴取する制度を維持することが適当である。

### 【説明】

番号法	京都市個人情報保護条例
<p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p>	<p>(電子計算機処理の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、第6条第3項に規定する個人情報及び犯罪に関する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。ただし、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報取扱事務に関し、新たに個人情報（出版、報道等により公にされている個人情報を除く。次条において同じ。）の電子計算機処理をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(電子計算機の結合の制限)</p> <p>第11条 実施機関は、当該実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、通信回線その他の方法により電子計算機を結合してはならない。ただし、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるときは、この限りでない。</p>

<p>第22条 情報提供者は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第2項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。</p>	
--	--

(1) センシティブ情報等の電子計算機処理及び電子計算機の結合

番号法では、情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報を情報照会者（他の行政機関等）に提供することが義務付けられている。この提供を義務付けられた特定個人情報の中には、障害者関係情報も含まれていることがあり、センシティブ情報等（※）の電子計算機処理及び電子計算機の結合を原則禁止とする本市条例の規定は、このまま存置すると番号法の規定に抵触するおそれがある。そのため、法令（条例を含む。）に定めがあるときを適用除外とする規定を設けることが適当である。

なお、電子計算機の結合の制限の規定そのものについては、これまでの個人情報保護審議会の答申でも述べられているとおり、「電子計算機をオンラインで結合して個人情報を処理することは、情報の利用が簡単にできるなどから、プライバシー保護のための安全対策が必要であるので、原則として禁止する規定を設けている。」と考えるため、現行の規定を維持することが適当である。

ちなみに、この規定の趣旨は、実施機関が管理する電子計算機と、実施機関以外の者が管理する電子計算機とを、直接通信回線により結びつけることにより、実施機関が保有する個人情報を、実施機関以外の者が、入手し得る状態になり、市民のプライバシーが侵害されるおそれがある等の理由により、原則禁止としているものであると考えられる。したがって、電子メールの送受信のように、通信回線を利用して単にデータを送信し、又は受信する場合などは、電子計算機の結合に該当しないと考えることが、適当である。

（※センシティブ情報等：条例第6条第3項に規定する個人情報及び犯罪に関する個人情報。第6条第3項に規定する個人情報とは、思想、信条及び宗教に関する個人情報、人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報並びに病歴、遺伝子に関する情報その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものをいう。）

(2) 個人情報の電子計算機処理

高度情報化社会が進展していく中で、電子計算機処理のさらなる利活用により市民

の利便性の向上に努める必要がある一方、厳密な個人情報保護の仕組みを構築し、個人情報の漏えいを未然に防ぐ必要がある。このため、個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、市民から信頼を得ながら電子計算機の積極的な利用を推進するため、審議会の意見を聴くという現行の規定を維持することが適当である。

### 3 代理人による個人情報開示請求等について

番号法の読替規定に従い、特定個人情報については、任意の代理人による開示請求等を認めるが、特定個人情報以外の個人情報については、現行の規定を維持することが適当である。

#### 【説明】

条例では、個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下「開示請求等」という。）の請求権は、本人又は法定代理人にのみ認めており、任意代理人には認めていない。請求権を広く認めることは、個人情報の保護の観点から問題があり、かえって本人の権利利益の保護に欠けるおそれがあると考えたためである。番号法において、特定個人情報の任意代理人による開示請求等を認めたのは、情報提供ネットワークシステムの導入に伴う不正な情報提供等の懸念があり得ることから、マイポータル（※）を通じた情報提供等記録の開示システムを整備するとともに、インターネット接続が困難で、かつ書面請求も困難な方についても容易に開示請求ができるようにすること、また、個人番号が利用される社会保障・税の分野の手続は、専門家である税理士や社会保険労務士などの代理人に手続を委任することが多いため、これらの代理人も開示請求等ができるようにしようとするものである。そのため、国においても、特定個人情報以外の個人情報については、従前どおり任意代理人を認めていない。

番号法の読替規定に従い、1（2）で述べたとおり、特定個人情報については任意の代理人による開示請求等を認めることとするが、特定個人情報以外の個人情報については、以下の理由により、引き続き任意代理人による請求を認めないことが適当である。

現在、様々な場面において個人情報の漏えい事件、事故が相次ぐ中、開示請求において個人情報に不当に第三者に漏れることがあってはならないという観点が重要であり、引き続き、特定個人情報以外の個人情報については、任意代理人による開示請求等を認めないことが適当である。ただし、来庁による請求や開示の実施が困難な方に関しては、開示請求等の権利が行使できるよう、引き続き適切に制度の運用を行うことが重要である。

また、任意の代理人による特定個人情報の開示請求等については、本人の委任の意思を確実に確認するよう慎重な取扱いが必要である。

（※マイポータル：番号制度導入に伴い構築されるポータルサイトであり、プッシュ型サービスや情報提供等記録表示サービス等を提供するウェブサイトである。マイポータルにより、行政からの積極的な情報発信が可能となるとともに、国民にとっても情報の検索・確認が容易になると考えられる。）

#### 4 是正の申出制度について

本制度は、利用停止請求の制度化後の状況を踏まえ、苦情の処理制度に統合することが適当である。

#### 【説明】

行政機関個人情報保護法	京都市個人情報保護条例
(規定なし)	(是正の申出) 第35条 実施機関における自己の個人情報の取扱いが不適切であると認める者は、当該実施機関に対し、その取扱いの是正を申し出ることができる。  (以下略)  (苦情の処理) 第39条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

是正の申出制度については、平成17年度の条例改正の際に、利用停止請求制度が整備された後においても、制度利用の容易性、不適切な個人情報の取扱いの是正における迅速性という点で、利用停止請求とは違った存在意義を有しているとして、制度を維持するのが適切であると、当時の京都市個人情報保護審議会において答申がされている。

今般、番号法の制定により、特定個人情報について任意代理人による開示請求等を認めることになることから、是正の申出制度の在り方について改めて検討を行った。

前回の答申において独自の意義を有するとされたものの、平成17年度の条例改正以降、是正の申出制度が利用された実績はなく、利用停止請求制度ができたことにより、当該制度で救済し得ない部分は極めて限られていると言える。また、条例にこれとは別に苦情の処理（条例第39条）の制度があり、訂正請求制度、利用停止請求制度で対応できない部分は、この苦情の処理制度により対応できるものと考えられる。

是正の申出制度と苦情の処理制度とは、同じ条例の中で重複した内容であると考えられるため、苦情の処理制度に統合するのが適当である。

## 5 開示手数料の減免について

行政機関個人情報保護法で徴収している開示手数料は、番号法の規定により減免制度が設けられているが、本市においてはそもそも手数料を徴収しておらず、公文書の写し等の作成等の費用負担については、現行の規定を維持することが適当である。

### 【説明】

行政機関個人情報保護法	京都市個人情報保護条例
<p style="text-align: center;">(手数料)</p> <p>第26条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。</p> <p>(特定個人情報に係る読替により、第2項の以下の後段を追加)</p> <p><u>この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(費用の負担)</p> <p>第40条 この条例の規定による請求及び申出に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>2 第23条第2項の規定により個人情報記録されている公文書の写しの交付(電磁的記録については、これに準じるものとして市長が定める方法を含む。)を受ける者は、当該写しの作成及び送付(電磁的記録については、これらに準じるものとして市長が定めるものを含む。)に要する費用を負担しなければならない。</p>

行政機関個人情報保護法では、開示請求する場合は開示手数料(1件の請求につき、300円又は200円)を徴収しており、番号法では、読替規定により、特定個人情報の開示請求については、「経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該手数料を減免することができる」としている。

しかし、京都市においては、そもそも手数料は徴収しておらず、公文書の写し等の作成及び送付に関する費用の負担を求めている。したがって、当該費用の負担は行政機関個人情報保護法における開示手数料とは、その性格も内容も異なるため、現行の規定を維持することが適当である。

ちなみに、公文書の写しを交付する場合は実費負担分を徴収しているが、自分の情報を確認するだけであれば、閲覧の請求により対応でき、閲覧の請求であれば費用は掛からないことから、写しの交付に当たり、新たに減免規定を設ける必要性も確認できない。

## 6 職員の人事等情報について

職員の人事等に関する情報について、開示請求等の規定を適用除外として  
いる現制度については、維持することが適当である。

### 【説明】

行政機関個人情報保護法	京都市個人情報保護条例
<p>(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)</p> <p>第10条 行政機関…が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長はあらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては適用しない。</p> <p>三 行政機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの (行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p> <p>※ 個人情報ファイル簿の作成及び公表(第11条)にも同様の適用除外規定がある。</p>	<p>(他の制度等との調整)</p> <p>第41条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(中略)</p> <p>3 第6条第4項、第7条、第8条第3項、第10条第2項、第11条及び第3章から第5章までの規定は、本市の職員並びに本市が設立した地方独立行政法人の役員及び職員の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準じる事項に関する個人情報については、適用しない。</p>

職員の人事等情報に関し、番号法においては、当該情報を記録した特定個人情報ファイルは、特定個人情報保護評価の対象外をされているものの、国における個人情報開示請求等の制度については、特定個人情報を含め職員の人事等情報は対象外とされていないことから、検討を行った。

個人情報保護制度は、市民のプライバシーの保護を目的とするものであり、職員の人事等情報(「人事、給与、福利厚生その他これらに準じる事項」をいう。以下同じ。)は専ら市の内部管理に係る事務に関するものであることから、個人情報取扱事務の届出、審議会の意見聴取、個人情報開示請求等については適用しないとしてきたが、この趣旨は特定個人情報についてもあてはまるものであるため、現行の規定を維持することが適当である。

また、番号法において、職員の人事等情報を記録した特定個人情報ファイルの保有に当たり、特定個人情報保護評価の実施は義務付けられていない理由として「これらの事

項は、使用者としての各機関と、被用者としての職員の関係に基づく内部的な情報であり、また、その存在や利用方法も当事者たる職員にはよく知られており、国民・住民の信頼を確保するという特定個人情報保護評価の目的が直接には当たらないと考えられる」とされており、京都市において適用除外の規定を維持することは、番号法の趣旨に反するものではないと考える。

(参考資料)

I 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律-抄

目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 個人番号(第7条—第16条)

第3章 個人番号カード(第17条・第18条)

第4章 特定個人情報の提供

第1節 特定個人情報の提供の制限等(第19条・第20条)

第2節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供(第21条—第25条)

第5章 特定個人情報の保護

第1節 特定個人情報保護評価(第26条—第28条)

第2節 行政機関個人情報保護法等の特例等(第29条—第35条)

(以下略)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の特例を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)第2条第1項に規定する行政機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。

3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報ファイルであって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報ファイルであって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

5 この法律において「個人番号」とは、第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

6 この法律（第45条第4項を除く。）において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。

7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第18条において同じ。）により記録されたカードであって、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するた

めに必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

13 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第27条及び附則第2条において同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第19条第7号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第21条第1項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 この法律において「法人番号」とは、第58条第1項又は第2項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

（基本理念）

第3条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

(1) 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること。

(2) 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。

(3) 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること。

(4) 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないように、その管理の適正を確保すること。

2 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他

の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

3 個人番号の利用に関する施策の推進は、個人番号カードが第1項第1号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないように配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならない。

4 個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第1項第2号及び第3号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。

2 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(事業者の努力)

第6条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 個人番号

(指定及び通知)

第7条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第30条の3第2項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第2項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カード（氏

名，住所，生年月日，性別，個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。）により通知しなければならない。

2 市町村長は，当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは，政令で定めるところにより，その者の請求又は職権により，その者の従前の個人番号に代えて，次条第2項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し，速やかに，その者に対し，当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

3 市町村長は，前2項の規定による通知をするときは，当該通知を受ける者が個人番号カードの交付を円滑に受けることができるよう，当該交付の手續に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 通知カードの交付を受けている者は，住民基本台帳法第22条第1項の規定による届出をする場合には，当該届出と同時に，当該通知カードを市町村長に提出しなければならない。この場合において，市町村長は，総務省令で定めるところにより，当該通知カードに係る記載事項の変更その他の総務省令で定める措置を講じなければならない。

5 前項の場合を除くほか，通知カードの交付を受けている者は，当該通知カードに係る記載事項に変更があったときは，その変更があった日から14日以内に，その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに，当該通知カードを提出しなければならない。この場合においては，同項後段の規定を準用する。

6 通知カードの交付を受けている者は，当該通知カードを紛失したときは，直ちに，その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

7 通知カードの交付を受けている者は，第17条第1項の規定による個人番号カードの交付を受けようとする場合その他政令で定める場合には，政令で定めるところにより，当該通知カードを住所地市町村長に返納しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか，通知カードの様式その他通知カードに関し必要な事項は，総務省令で定める。

（個人番号とすべき番号の生成）

第8条 市町村長は，前条第1項又は第2項の規定により個人番号を指定するときは，あらかじめ機構に対し，当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに，個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

2 機構は，前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは，政令で定めるところにより，次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して，次に掲げる要件に該当する番号を生成し，速やかに，当該市町村長に対し，通知するものとする。

- (1) 他のいずれの個人番号(前条第2項の従前の個人番号を含む。)とも異なること。
- (2) 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。
- (3) 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

3 機構は、前項の規定により個人番号とすべき番号を生成し、並びに当該番号の生成及び市町村長に対する通知について管理するための電子情報処理組織を設置するものとする。

(利用範囲)

第9条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第3項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条若しくは第197条第1項、相続税法(昭和25年法律第73号)第59条第1項から第3項まで、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条、第29条第3項若しくは第98条第1項、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2第2項、第29条の2第5項若しくは第6項、第29条の3第4項若しくは第5項、第37条の11の3第7項若しくは第37条の14第9項、第13項若しくは第15項、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第2項若しくは第225条から第228条の3の2まで、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成9年法律第110号)第4条第1項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第1項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第225条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる者は、激

甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

5 前各項に定めるもののほか、第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

（再委託）

第10条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第2条第12項及び第13項、前条第1項から第3項まで並びに前項の規定を適用する。

（委託先の監督）

第11条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人番号利用事務実施者等の責務）

第12条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第13条 個人番号利用事務実施者は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。

（提供の要求）

第14条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第19条第4号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報をいう。第19条第4号及び第67条において同じ。）の提供を求めることができる。

（提供の求めの制限）

第15条 何人も、第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。第20条において同じ。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

（本人確認の措置）

第16条 個人番号利用事務等実施者は、第14条第1項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

### 第3章 個人番号カード

（個人番号カードの交付等）

第17条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとらなければならない。

2 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第24条の2第1項に規定する最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。

3 前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

4 第2項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から14日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

6 個人番号カードは、その有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

7 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、個人番号カードの様式、個人番号カードの有効期間

及び個人番号カードの再交付を受けようとする場合における手続その他個人番号カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。

(個人番号カードの利用)

第18条 個人番号カードは、第16条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例（第2号の場合にあっては、政令）で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならない。

- (1) 市町村の機関地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務
- (2) 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であって政令で定めるもの当該事務

#### 第4章 特定個人情報の提供

##### 第1節 特定個人情報の提供の制限等

(特定個人情報の提供の制限)

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- (1) 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
- (2) 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第10号に規定する場合を除く。）。
- (3) 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- (4) 機構が第14条第2項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- (5) 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- (6) 住民基本台帳法第30条の6第1項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- (7) 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の

全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。) に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(8) 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税(国税通則法(昭和37年法律第66号)第2条第1号に規定する国税をいう。以下同じ。)に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

(9) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

(10) 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第5項に規定する振替機関等(以下この号において単に「振替機関等」という。)が同条第1項に規定する社債等(以下この号において単に「社債等」という。)の発行者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。)又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第9条第3項に規定する書面(所得税法第225条第1項(第1号、第2号、第8号又は第10号から第12号までに係る部分に限る。)の規定により税務署長に提出されるものに限る。)に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

(11) 第52条第1項の規定により求められた特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。

(12) 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和22年法律第79号)第104条第1項(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第125号)第1条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査(第53条において「各議院審査等」という。)が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

(13) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意が

あり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

(14) その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

(収集等の制限)

第20条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

## 第2節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

(情報提供ネットワークシステム)

第21条 総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 総務大臣は、情報照会者から第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

(1) 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき。

(2) 当該特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第27条（第3項及び第5項を除く。）の規定に違反する事実があったと認めるとき。

(特定個人情報の提供)

第22条 情報提供者は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第2項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(情報提供等の記録)

第23条 情報照会者及び情報提供者は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

(1) 情報照会者及び情報提供者の名称

(2) 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時

(3) 特定個人情報の項目

(4) 前3号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

(1) 第30条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

(2) 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。

(3) 第30条第3項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

(4) 第30条第4項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 総務大臣は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、前2項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第1項に規定する期間保存しなければならない。

(秘密の管理)

第24条 総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第19条第7号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第25条 情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

## 第5章 特定個人情報の保護

### 第1節 特定個人情報保護評価

(特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針)

第26条 特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針（次項及び次条第3項において単に「指針」とい

う。)を作成し、公表するものとする。

2 特定個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

(特定個人情報保護評価)

第27条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル(専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の特定個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面(以下この条において「評価書」という。)を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- (1) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- (2) 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- (3) 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- (4) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- (5) 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等(電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。))その他これに伴う政令で定める措置をいう。)の方式
- (6) 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特定個人情報保護委員会規則で定める事項

2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 特定個人情報保護委員会は、評価書の内容、第52条第1項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4 行政機関の長等は、第2項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第29条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第10条第1項の規定による通知があった

ものとみなす。

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第19条第7号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供を同号の規定により求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第28条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等进行处理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

## 第2節 行政機関個人情報保護法等の特例等

(行政機関個人情報保護法等の特例)

第29条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第23条に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、行政機関個人情報保護法第8条第2項第2号から第4号まで及び第25条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第8条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第8条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第10条第1項及び第3項	総務大臣	特定個人情報保護委員会
第12条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)

第13条第2項、第28条第2項及び第37条第2項	法定代理人	代理人
第14条第1号、第27条第2項及び第36条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第26条第2項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第36条第1項第1号	又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第29条第1項の規定により読み替えて適用する第8条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第36条第1項第2号	第8条第1項及び第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条

2 独立行政法人等が保有する特定個人情報（第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項第2号から第4号まで及び第25条の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる独立 行政法人等個人情報 保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	法令に基づく場合を 除き	行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法 律（平成25年法律第27号）第9 条第4項の規定に基づく場合を除き
	自ら利用し，又は提 供してはならない	自ら利用してはならない
第9条第2項	自ら利用し，又は提 供する	自ら利用する
第9条第2項第1号	本人の同意がある とき，又は本人に提供 するとき	人の生命，身体又は財産の保護のた めに必要がある場合であって，本人 の同意があり，又は本人の同意を得 ることが困難であるとき
第12条第2項	未成年者又は成年被 後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法 定代理人又は本人の委任による代理 人（以下「代理人」と総称する。）
第13条第2項，第 28条第2項及び第 37条第2項	法定代理人	代理人
第14条第1号，第 27条第2項及び第 36条第2項	未成年者又は成年被 後見人の法定代理人	代理人
第26条第2項	定める	定める。この場合において，独立行 政法人等は，経済的困難その他特別 の理由があると認めるときは，行政 手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律第 29条第1項の規定により読み替え て適用する行政機関個人情報保護法 第26条第2項の規定の例により， 当該手数料を減額し，又は免除する ことができる
第36条第1項第1 号	又は第9条第1項及 び第2項の規定に違	行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法

	反して利用されているとき	律第29条第2項の規定により読み替えて適用する第9条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第36条第1項第2号	第9条第1項及び第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条

3 個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報（第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第16条第3項第3号及び第4号並びに第23条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第16条第1項	あらかじめ本人の同意を得ないで、前条	前条
第16条第2項	あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前	承継前
第16条第3項第1号	法令に基づく場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第4項の規定に基づく場合
第16条第3項第2号	本人	本人の同意があり、又は本人
第27条第2項	第23条第1項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条

（情報提供等の記録についての特例）

第30条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第8条第2項から第4項まで、第9条、第21条、第22条、第25条、第33条、第34条及び第4章第3節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第10条第1項及び第3項	総務大臣	特定個人情報保護委員会
第12条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第13条第2項及び第28条第2項	法定代理人	代理人
第14条第1号及び第27条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第26条第2項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第35条	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外の

		ものに限る。)
--	--	---------

2 総務省が保有し、又は保有しようとする第23条第3項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第8条第2項から第4項まで、第9条、第21条、第22条、第25条、第33条、第34条及び第4章第3節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第10条第1項及び第3項	総務大臣	特定個人情報保護委員会
第12条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第13条第2項及び第28条第2項	法定代理人	代理人
第14条第1号及び第27条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第26条第2項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるきは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第35条	当該保有個人情報の提供先	当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第23条第3項に規定する記録に記録された同法第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者

3 独立行政法人等が保有する第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項から第4項まで、第10条、第21条、第22条、第25条、第33条、第34条及び第4章第3節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)
第13条第2項及び第28条第2項	法定代理人	代理人
第14条第1号及び第27条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第26条第2項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第30条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第26条第2項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる

第35条	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該独立行政法人等以外のものに限る。）
------	--------------	---

4 独立行政法人等個人情報保護法第3条、第5条から第9条第1項まで、第12条から第20条まで、第23条、第24条、第26条から第32条まで、第35条及び第46条第1項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第13条第2項及び第28条第2項	法定代理人	代理人
第14条第1号及び第27条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第23条第1項	及び開示請求者	、開示請求者及び開示請求を受けた者
第26条第1項	開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めな	開示請求を受けた者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第23条第1項及び第2項に規定す

	なければならない	る記録の開示を請求されたときは、当該開示の実施に関し、手数料を徴収することができる
第35条	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。）

（地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）

第31条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護）

第32条 個人番号取扱事業者（個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者を除く。以下この節において同じ。）は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難であるとき、及び第9条第4項の規定に基づく場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱ってはならない。

第33条 個人番号取扱事業者は、その取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第34条 個人番号取扱事業者は、その従業者に特定個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第35条 個人番号取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その特定個人

情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に定める目的であるときは、前3条の規定は、適用しない。

(1) 放送機関，新聞社，通信社その他の報道機関（報道（不特定かつ多数の者に対し客観的事実を事実として知らせることをいい，これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。以下この号において同じ。）を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的

(2) 著述を業として行う者著述の用に供する目的

(3) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者学術研究の用に供する目的

(4) 宗教団体宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

(5) 政治団体政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項各号に掲げる個人番号取扱事業者は，特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置，特定個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ，かつ，当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

## Ⅱ 京都市情報公開・個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名
◎ 高木 光	京都大学大学院法学研究科教授
○ 尾形 健	同志社大学法学部教授
今津菜穂美	税理士
桑原 毅	京都新聞社論説委員
毛川 敦子	市民公募委員
小谷久美子	京都市特別社会教育指導員
坂根 悦子	京都人権擁護委員協議会会長
添田 五朗	市民公募委員
松田 國広	京都市職員労働組合連合会委員長
松村 孝之	京都銀行取締役コンプライアンス統轄部長
三重 利典	弁護士
毛利ゆき子	京都商工会議所女性会副会長

◎会長 ○副会長

## Ⅲ 京都市情報公開・個人情報保護審議会部会委員

氏 名	役 職 名
◎ 高木 光	京都大学大学院法学研究科教授
○ 尾形 健	同志社大学法学部教授
佐伯 彰洋	同志社大学法学部教授
松村 孝之	京都銀行取締役コンプライアンス統轄部長
三重 利典	弁護士

◎部会長 ○部会長職務代理者

#### IV 京都市情報公開・個人情報保護審議会及び部会の審議状況

(審議会：「京都市情報公開・個人情報保護審議会」の略

部会：「京都市情報公開・個人情報保護審議会部会」の略)

会議名	日時・場所	審議内容
平成 26 年度 第 1 回審議会	平成 26 年 6 月 13 日 9 : 30 ~ 11 : 00 市役所本庁舎 E 会議室	市長から「個人情報保護条例の見直しについて」を諮問
第 1 回部会	平成 26 年 6 月 13 日 11 : 00 ~ 12 : 00 市役所本庁舎 F 会議室	(1)部会長，部会長職務代理者の選出 (2)部会の公開について (3)審議検討スケジュールについて (4)番号法での読替規定について
第 2 回部会	平成 26 年 7 月 9 日 9 : 30 ~ 11 : 00 市役所寺町第 4 会議室	(1)番号法での読替規定について (2)代理人による個人情報開示請求等 (3)是正の申出制度
第 3 回部会	平成 26 年 8 月 8 日 9 : 30 ~ 11 : 30 市役所寺町第 6 会議室	(1)開示手数料の減免 (2)電子計算機処理，電子計算機の結合 (3)職員の人事等情報
第 4 回部会	平成 26 年 9 月 10 日 9 : 30 ~ 11 : 30 市役所寺町第 5 会議室	(1)電子計算機の結合 (2)答申案の審議
第 3 回審議会	平成 26 年 10 月 14 日 9 : 30 ~ 12 : 00 市役所寺町第 2 会議室	部会がとりまとめた答申案の検討